

新たな情報財検討委員会の開催趣旨

1. 目的等

昨今、I o Tの進展、人工知能（以下「A I」という。）の進化等により、大量に集積されたデジタルデータとA Iの利活用によって、新たな付加価値と生活の質の向上をもたらす第4次産業革命・S o c i e t y 5 . 0の実現が期待されている。こうした中、知的財産戦略本部においては、昨年度、次世代知財システム検討委員会を開催し、人工知能による自律的な創作（以下「A I 創作物」という。）や3Dデータ、創作性が認められにくいデータベースに焦点を当てて、主として著作権の観点から、知財制度上の在り方について検討を行った。

今後、データ・A Iの利活用が、小説、音楽、絵画などのコンテンツ産業に限らず、その他産業（製造業、農業、広告宣伝業、小売業、金融保険業、運輸業、健康産業など）にも波及することが想定される。こうした第4次産業革命時代において、データ・A Iの利活用を最大限に進め、我が国の産業競争力の強化を図るため、I o T等で大量に蓄積されるデジタルデータや、A I創作物とその生成過程である「学習用データセット」及び「学習済みモデル」などの新たな情報財の保護・利活用の在り方について、著作権・産業財産権・その他の知的財産全てを視野に入れて、検討を行う。

2. 主な検討課題

1) データの保護・利活用の在り方

I o T等で大量に蓄積されるデジタルデータについては、現行制度上、誰にどのような権利が生じているのか、どのように保護すべきなのかなど、その保護の在り方についての検討が十分になされていない。また、その活用についても、データの価値の判断が困難であることやプライバシー等の不安などから取引が活性化せず、死蔵されて十分な利活用がなされているとは言えない。さらに、データ集積等において一部のプラットフォームなどの優位性が固定化される懸念があるとの指摘もある。

こうした課題を踏まえ、データの保護・利活用のサイクルを活性化させ、産業競争力強化を図るため、関係省庁の取組も踏まえつつ、知財制度上の保護・利活用の在り方について検討する。

2) A Iの作成・保護・利活用の在り方

A Iについては、昨年度の検討対象だった「A I 創作物」だけでなく、その生成過程である「学習用データセット」及び「学習済みモデル」自体が価値の源泉になり得るとの指摘がある。

これらについては、現行知財法制度上の整理、その保護の在り方の検討が十分になされていないため、昨年度の検討を踏まえ、「学習用データセット」、「学習済みモデル」、「派生モデル」等の現行知財法制度上の取扱いを整理したうえで、A I 創作物を含め、これらの保護・利活用の在り方について、更なる検討を行う。

検討スケジュール（案）

第1回（総論・論点の確認）（平成28年10月31日）

- ・これまでの検討経緯、データ・AIに関する最近の動向/環境変化
- ・関係省庁の取組の確認及びヒアリング（1回目）
- ・本検討委員会において検討すべき事項・論点（論点①データ、論点②AI）、基本的な視点についての確認

第2回（論点② AIの作成・保護・利活用）（平成28年12月5日）

- ・論点②に関する委員プレゼンテーション（1回目）
- ・論点②に関する関係事業者ヒアリング（1回目）
- ・論点②について議論（1回目）

第3回（論点② AIの作成・保護・利活用）（平成28年12月19日）

- ・論点②に関する委員プレゼンテーション（2回目）
- ・論点②の関係事業者ヒアリング（2回目）
- ・論点②について議論（2回目）

第4回（論点① データの保護・利活用）（平成29年1月）

- ・関係省庁の取組のヒアリング（2回目）
- ・論点①について議論（1回目）

第5回（論点① データの保護・利活用）（平成29年2月）

- ・論点①について議論（2回目）

第6回（とりまとめ案）（平成29年2月）

第7回（とりまとめ）（平成29年3月）